

令和7年度下半期市の財政運営の状況

令和7年度の下半期(令和8年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況をお知らせします。

なお、令和8年5月31日までが出納整理期間のため、最終的な決算額とは異なります。

詳細は、市ホームページに掲載しています。

☎3467

岡財政課 財政担当

- 市民の税負担状況
 - ・令和8年3月31日現在の人口 10万6,388人
 - ・市民一人あたりの市税負担額 14万4,764円
(市税収入済額 154億111万2千円に対する額)
- 財産の現在高
 - ・基金 216億7,546万6千円(令和7年度末見込)
 ※土地、建物は、令和7年度決算確定後に公表します。
- 市債および一時借入金の現在高
 - ・一般会計 172億6,074万7千円(令和7年度末見込)
 - ・特別会計 3億1,625万1千円(令和7年度末見込)
 - ・一時借入金(全会計) 0円(令和8年3月31日現在)

会計名	予算現額A	収入済額B	収入率 B/A×100	支出済額C	執行率 C/A×100
一般会計	466億3,186万4千円	409億6,259万5千円	87.8%	362億1,063万円	77.7%
国民健康保険事業	98億1,432万1千円	90億9,802万5千円	92.7%	90億8,471万7千円	92.6%
住宅新築資金等貸付事業	188万4千円	270万2千円	143.4%	36万4千円	19.3%
奨学資金貸与事業	683万円	717万円	105.0%	466万7千円	68.3%
介護保険事業	80億1,920万円	66億7,670万円	83.3%	70億7,025万4千円	88.2%
後期高齢者医療事業	33億2,737万4千円	32億4,106万6千円	97.4%	32億3,717万8千円	96.3%
農業集落排水事業	1億6,998万3千円	3,511万円	20.7%	1億3,759万2千円	80.9%
二日市財産区	335万6千円	344万円	102.5%	109万8千円	32.7%
御笠財産区	645万3千円	641万円	99.3%	157万4千円	24.4%
平等寺山財産区	5,478万2千円	1,160万円	21.2%	396万1千円	7.2%
合計	680億3,604万7千円	600億4,481万8千円	88.3%	557億1,857万5千円	81.9%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

後期高齢者医療健康診査・歯科健診

後期高齢者医療被保険者を対象に、健康診査と歯科健診を実施しています。対象者には、受診票を送付しています。

【健康診査】

生活習慣病の発症や重症化の予防などを目的に実施しています。かかりつけ医や前回健康診査を受けた医療機関などに予約をしてください。

すでに生活習慣病の治療を受けている人も対象です。

※長期入院者、一部の施設入所者を除く

●受診票の送付時期

▽4月末現在で被保険者の人4月下旬

▽5月以降に被保険者となる人75歳になる誕生月の10日ごろ

※誕生日前の受診はできません。

※市の集団けんしんでも受診できません。詳しくは問い合わせください。

【歯科健診】

□くう機能低下や肺炎などの疾病を予防するために実施します。

受診券に同封している実施医療機関を受診してください。

☎76〜80歳になる被保険者(昭和21年4月1日〜昭和26年3月31日生まれの人)

※長期入院者、一部の施設入所者を除く

●受診期間 6月〜12月

●受診券の送付時期 5月下旬

【共通】

▽後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証

▽健康診査は受診票、歯科健診は受診券

▽自己負担金(健康診査は500円、歯科健診は300円)

▽健診内容や受診券について 福岡県後期高齢者医療広域連合

☎(651)3111

▽集団けんしんについて 筑紫野

市けんしんコールセンター

☎0120(489)177

令和8年度国民健康保険税のお知らせ

●子ども子育て支援金分が加算されます

少子化対策の財源として、令和8年度より国民健康保険税(国保税)と併せて子ども子育て支援納付金の徴収が始まります。

支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども子育て支援法で定められた取り組みに充てられます。

●国保税率などを変更します
令和8年度の国保税の税率は、国民健康保険の財政運営の状況や今後の見通しを踏まえ、改定します。

また、税制改正と子ども子育て支援金の追加により、国保税の年間最高額が4万円引き上げられます。

●所得が少ない世帯は軽減措置があります

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額等の合計が国の定める基準所得以下の世帯は、国保税の均等割額、平等割額が軽減されます。税制改正により、令和8年度

から表のとおり軽減判定の基準が変更となり、2割軽減・5割軽減対象となる被保険者の範囲が広がります。

この軽減に申請は不要ですが、所得の申告がない場合は軽減の判定ができませんのでご注意ください。

●国保税の納税通知書を送付します

令和7年中の所得金額から令和8年度の国保税を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主宛てに郵送します。各納期限内に納付をお願いします。

●国保年金課 国保担当



●令和8年度国保税率の内容 ()内は前年度の税率と内容

	算定基礎	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ※40歳~64歳の人のみ	子ども子育て支援金分(新設)
所得割額	加入者ごとの令和7年中の総所得金額等-43万円	7.12% (6.83%)	2.56% (2.80%)	2.30% (2.43%)	0.24%
均等割額	1人につき	30,863円 (28,100円)	11,836円 (12,300円)	17,546円 (18,000円)	1,134円 (18歳未満は免除)
平等割額	1世帯につき	27,901円 (25,900円)	10,095円 (10,700円)		1,107円
年間最高額	1世帯につき	670,000円 (660,000円)	260,000円 (変更なし)	170,000円 (変更なし)	30,000円

●令和8年度の軽減判定所得基準

世帯主および国保加入者の前年の総所得金額等の合計	
43万円 + (57万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割軽減適用世帯
43万円 + (31万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割軽減適用世帯
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	7割軽減適用世帯

- ※1 被保険者数は同世帯で国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した人を含む
- ※2 給与所得者等は一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人
- ※3 加入者に未申告の人がいる場合は軽減の判定ができません。
- ※4 給与所得者等が世帯に一人もいない場合、「+10万円 × (給与所得者当の数 - 1)」の部分は計算しません。

日時・期間 場所 対象 内容 定員 料金 持参物 締切 申込み先 問い合わせ先 電話番号 FAX ファックス番号
☑ 電子メール HP ホームページ ID 市ホームページの記事ID